- 1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談
- 2. 日時: 令和 5 年 3 月 3 日(金) 13 時 30 分~14 時 20 分
- 3. 場所:原子力規制庁 10 階会議卓 ※テレビ会議により実施
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門 本多主任安全審査官、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名 バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他1名 廃止措置課 課長 他4名

臨界ホット試験技術部 ホット使用施設管理課 マネージャー 他2名 未照射燃料管理課 マネージャー BECKY 技術課 技術副主査 ホット材料試験課 主査 実用燃料試験課 主査

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 統括管理室 技術副主幹 施設保安管理課 技術副主幹

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

・なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	原子力規制庁の本田でございます。今日の面談はですねこれから面談を
	始めさせていただきますが、
0:00:11	昨年の11月30日付で申請された、
0:00:16	減少科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請書、
0:00:21	につきまして審査を進めているところでございますけれども、その審査
	書の中でちょっと若干足りない部分がある、申請書の中で、若干足りな
	い部分があるということで、
0:00:32	ちょっとそのことについて今日は面談で指摘させていただきたいと思い
	ますのでよろしくお願いいたします。
0:00:44	いやまずですねまず放射性廃棄物処理場から申し上げます。
0:00:51	今回ですね放射性廃棄物処理場の方での変更の中に、
0:00:57	第3廃棄物処理場で受入れる放射性気体廃棄物の濃度を1桁笹田伊佐
	2010 の 3 乗に上げると。
0:01:06	いう変更内容がございますけれども、この新しい濃度の上限ででもって
	済むもってもですね第3廃棄物処理棟の方では間違いなく処理できるん
	だと。
0:01:19	いうような審査する必要があるんではないかという指摘がありました。
0:01:23	一方でもう第基準規則の方の第 20 条の方では、やはり水中の放射性物
	質の濃度を低減できるように使用施設等が、
0:01:35	能力を有するものであるということの解釈の方でもそう記載がござい、
	解釈が本文の方でも記載がございますので、今回の申請所においてはそ
	の能力を有するっていう説明が、
0:01:49	見当たらないのかなと思ってましてこれについて
0:01:53	今後申請書の方で補正という形になるかもわかりませんけどもご説明、
0:01:59	をいただきたいなと思ってございます。これについてはいかがでしょう
	か。
0:02:11	はい、こちらを笹木部長城野お願いします。
0:02:14	衛藤画面教諭の方させていただきます。はい。
0:02:31	長い。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	今いただいたご質問に対しての回答でございますが、第3廃棄物処理棟
	には蒸発処理装置ポツ1と言われている、処理装置とセメント固化装置
	という2種類、ちょっと待ってくださいごめんなさい。
0:03:12	はい。すいませんちょっと。
0:03:14	中断されちゃってごめんなさいちょっと最初からお願いします。
0:03:18	はい。
0:03:19	廃棄物処理場の須藤と申します。ただいまいただいたご質問について回
	答させていただきます。はい。
0:03:26	まず、それ以上の第三期物を伊東には蒸発処理装置と呼ばれている装置
	とセメント固化装置、2種類の液体し、廃棄物の処理装置がございます
	と。
0:03:37	まず、第3期分処理等で受け入れた液体廃棄物の蒸発処理槽蒸発処理を
	行いまして、その際にはですね、濃縮された液体廃棄物ということで濃
	縮液と、
0:03:49	それから一部蒸気が発生するといったものとなってございますと。
0:03:53	このうちの濃縮液がですね濃縮液貯槽といわれる貯槽に移行した後はで
	すねセメント固化装置によってセメント固化されて、固体廃棄物として
	保管施設や岡廃棄すると。
0:04:05	いったものでございます。また発生した条件につきましては凝縮機凝縮
	して、こちらの貯槽に送られた後にですね、こちら放射性物質の濃度を
	測定した上でその線量告示に定める値、
0:04:18	濃度限度以下であることを確認した上で一般排水工に配布するというフ
	ローになってございます。
0:04:24	この蒸発処理の過程において、放射性物質はですねほぼこちらの濃縮液
	ですねこちらの方に移行しますので、
0:04:32	凝縮液側に移行する分は、わずかだといったところもあり、今後もです
	ね一般排水工においてですね、放射性物質の濃度が線量告示に定める濃
	度限度を超えるようなことはないと考えております。はい。
0:04:45	言ったことからですね、清においてはですね、第 24 条への適合としま
	して、
0:04:50	第3期分処理等の液体施設は、核燃料使用施設等から発生する液体廃棄
	物の上処理措置を処理等を行うことによって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度がですね線量告示
	に規定する濃度限度以下となるような能力を有するといったところを追
	記する。
0:05:10	ことを考えているものでございます。
0:05:13	以上でございます。
0:05:16	はい。規制庁の黒田ですありがとうございました。
0:05:20	これはちょっと待って。
0:05:35	これはあれですか何か
0:05:41	その辺ちょっとあんまり知識がないもんではないですね仲間記者希釈と
	か何とかしたりして濃度を下げるってことではなくて、
0:05:53	二つ目のパラグラフでまたのところで、蒸発した蒸気がその業者が凝縮
	して、凝縮貯層凝縮液貯槽1に貯留する。
0:06:04	その後、そ、その貯留してるところ単にもう濃度を測定して、
0:06:10	その限度以下であることを確認するっていうその、その
0:06:16	濃度を、濃度を下げるような何か措置を、作業をそこ講じるってことは
	しないわけですか。
0:06:26	はい。廃棄部長以上のスドウです。まず基本的に第1パラにありますよ
	うに、ほぼ濃縮液といって、所水分を飛ばしてですね、ほぼ圧縮された
	液体ができ上がってそちら固めてしまうということで一般排水工に流れ
	ることはまずないですねはい。はい。それから、
0:06:45	残りの筒蒸気に富んだ放射性物質はですね先ほどありましたように、凝
	縮器で凝縮水するといったところで、そちらもですね実はオフガス処理
	装置というのがございまして、
0:06:59	来期に含まれている分はそちらにまたプレフィルターやヘパフィルター
	を通して流れていきますので、
0:07:05	凝縮してできた水だけですね、ほぼ放射性物質の量は少ないんですがそ
	ちら必ず測定した上で、一般質問を流すといった本会議を行いますの
	で、
0:07:17	まず線量告示を超えることはないと考えております。これは濃度限度を
	変更したとしても変わらないものでございます。わかりました。
0:07:28	後の濃度はもう関係 10 今回、
0:07:32	10 の 2 乗から 10-3 乗に上げるけれどももう、その
\•/ - 	刃強ソフトによる自動立会却としは用たるのまま相對しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:36	搬出までのプロセスは別に変更がないっていうことですかねじゃね。
0:07:43	はい。こちら挙げ部長以上のスドウです。おっしゃる通り今回の申請に
	おいて濃度限度は変更しますが設備であったり処理プロセスであった
	り、処理能力であったりそういったものが何一つ変わるものではないも
	のでございます。なるほど。
0:07:59	そしたらちょっと、ちょっとご提案なんだけども、以上のことから、
	000 適合してっていう松井追記しますっていう。
0:08:10	ところがあるんだけどもそこでもうちょっとこう、
0:08:14	今ちょっとやりとりさせていただいたようなことを、
0:08:17	加えることできないですかね。
0:08:20	例えば廃棄の濃度を、
0:08:25	ちょうどを受けた今、上げたとしてもそれは
0:08:31	プロセス、その越冬だけ排出までのプロセスには何ら影響のないことで
	かつ、
0:08:40	そのプロセスにおいて、すプロセスにおける設備変更はないとかです
	ね。
0:08:51	以下、いかがですか。
0:08:54	廃棄物長4スドウです。承知しました。それらについてはもう少し肉付
	けした上でご挨拶させていただきます。こちら原子炉の許可と合わせた
	記載になっておりますのでここはなるほど提案させていただいたところ
	でございます。
0:09:09	今、肉付けされると、ちょっとずれちゃうってことですかね原子炉の方
	と。
0:09:16	はい。池ビジョンスドウですじゃ
0:09:19	補足的な形で追加になると
0:09:22	残念で内容的には変更ないものですね。単に今回の申請に対して、その
	濃度限度を変えた場合にも変わらないっていう。はい。
0:09:33	これに多数ような感じですかね。そうですね入っております。
0:09:39	ちょっと今のもう所若干こう肉付けするってことをちょっとご検討いた
	だければと思います。
0:09:47	はい。斎木部長以上のつどで承知しました。はい。よろしくお願いしま
	す。
	羽越 ソフトに とて 白新 立字却とし 幼田 たるのまま 担耕し ていませ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:55	じゃ処理場は以上でございますが、規制庁のホンダで処理場は以上でご
	ざいます。
0:10:01	次に第4研究棟方に移ります。
0:10:12	第4研究棟の方で参考資料の3で下位設備の解体撤去の話が、
0:10:22	佐野文書放射能測定装置とICP質量分析装置の
0:10:28	会方針と撤去ということで、参考資料付けてくださってるんですけど
	も、この中で用いているその放射能測定器と、
0:10:36	放射能測定装置っていうのがちょっと混在してるのかなと思ったんです
	けども。
0:10:41	これはいかがでしょうか。
0:10:46	原子力機構のコクセンです。
0:10:48	今ご指摘いただきました点、確かに放射能測定装置、Eが正しいので、
	こちらの方に資料を修正したいと思います。
0:10:57	わかりました。
0:11:01	その箇所は1ページの 2.2 と 2.3.2 のところの 2 ヶ所かなと思いますけ
	どよろしくお願いいたします。
0:11:14	医療研究とコクセンです。承知しました。
0:11:25	はい、規制庁の方までが続きましてプルトニウム研究1棟につきまし
	て、ちょっと発言させていただきます。今回プルトニウム研究伊藤
0:11:36	施設の廃止ということと後最終的には管理区域解除。
0:11:41	いうふうに申請がなされているわけですけれども、ここでちょっと申請
	書の方で説明を加えていただき、
0:11:49	すべきという点は幾つかございますので挙げさせていただきます。
0:11:55	まずは解体する施設と、設備等解体しない、する施設とか設備って多分
	で生まれてくると思うんですけども、
0:12:06	解体しない施設としては、
0:12:11	ちょっとこの申請書を読む文上では研究1棟建屋本体と、
0:12:20	その中で
0:12:22	区画されている部屋、
0:12:26	だと思ってるんですけどもこれらについては解体しない旨をどこかで説
	明を加えていただきたいなと思うんですけども、これについていかがで
※1 音声記	すか。 忍識ソフトによろ自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	ページ6項のシミズです。ご指摘の残部建物等の扱いにつきましては、
	確かに管理区域を解除するというところの表現でとどめておきました
	が、
0:12:51	解体をしないというところについても明確に記載するように対応させて
	いただきたいと思います。
0:12:58	以上です。
0:12:59	はい。ありがとうござい。規制庁の本田です。ありがとうございまし
	た。続きましては、ちょっと続きますけど今の解体するのか、解体しな
	いのかっていう観点でいうと、
0:13:12	あと申請書本文の方で県経営法設備、
0:13:18	あと雌番運行装置、
0:13:21	サーベイメーター、あと排気と排気との 123、それから核燃料物質保管
	庫、
0:13:30	今日確認両物質貯蔵だな、大東小、それから固体廃棄設備として金属製
	のたらっていうふうに申請書上図はエントリーされてございます。
0:13:44	これらについてもする、解体するのかしないのかっていうのをはっきり
0:13:50	参考資料の上で、
0:13:52	明記していただきたい。
0:13:55	C、解体するんであればこれはどういった形で、どういう手順を踏んで
	開催していくのか。
0:14:02	解体しない場合だったら、どのようにして最終的な形で、
0:14:07	取るのかっていうのを追記していただきたいんですがこれについてはい
	かがでしょうか。
0:14:15	はい。
0:14:16	原子力をシミズです。ご指摘の通りですね、今解体、今の参考資料の中
	では、解体等において特に流用するような設備機器、
0:14:29	を中心に記載してございましたが、申請書に記載のある設備機器につい
	て、すべての最終形態、どのような形になるかというところ。
0:14:40	それらについて、明確になるような、追記を、
0:14:46	する対応をさせていただきます。
0:14:48	はい、ありがとうございます。
0:14:54	ちょっとこちらで足りない部分をまとめている段階で、
\•/ - 	刃迹ソフしたとて白動立字却とし幼田さるのまま相對しています

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

 ○:15:00 こちらの書類としてもまとめなきゃいけないんでちょっといろいろ報道しながら、こちらでまとめる書類を書いているんですけれども、 ○:15:13 あれですかその、まず建屋は解体しない。 ○:15:17 ということと、その中で、その中にあるその例えば 1、1、101 号室とか 102 号室とか、 ○:15:30 固体廃棄施設で 113 号室、 ○:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 ○:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 ○:15:47 定着小清水です。 ○:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて 1万 1 号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 ○:16:03 建物の解体は行いません。はい。 ○:16:06 また。 ○:16:12 何だっけ。 ○:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 ○:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 ○:16:36 撤去することとなります。 ○:16:37 その警報を発報する場所、はい。 ○:16:41 その警報を発報する場所、はい。 ○:16:41 との警報を発報する場所、はい。 ○:16:41 はい、機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を搬去する。 ○:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して終了ということが一つの目標になっております。 		
 0:15:13 あれですかその、まず建屋は解体しない。 0:15:17 ということと、その中で、その中にあるその例えば1、1、101号室とか 102号室とか、 0:15:26 阿藤。 0:15:30 固体廃棄施設で113号室、 0:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋目で今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置2Eの部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい、機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:15:00	こちらの書類としてもまとめなきゃいけないんでちょっといろいろ報道
 ○:15:17 ということと、その中で、その中にあるその例えば1、1、101号室とか 102号室とか、 阿藤。 ○:15:26 阿藤。 ○:15:30 固体廃棄施設で113号室、 ○:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 ○:15:47 定着小清水です。 ○:15:47 定着小清水です。 ○:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 ○:16:03 建物の解体は行いません。はい。 ○:16:06 また、 ○:16:12 何だっけ。 ○:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 ○:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置2日の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 ○:16:38 一方で、 ○:16:41 その警報を発報する場所、はい。 ○:16:45 いわゆる警報整につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 ○:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 ○:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 		しながら、こちらでまとめる書類を書いているんですけれども、
 0:15:26 阿藤。 0:15:30 固体廃棄施設で 113 号室、 0:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて 1万 1 号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 樹去することとなります。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:15:13	あれですかその、まず建屋は解体しない。
0:15:26 阿藤。 0:15:30 固体廃棄施設で113 号室、 0:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、だいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:37 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:15:17	ということと、その中で、その中にあるその例えば 1、1、101 号室とか
0:15:30 固体廃棄施設で113 号室、 0:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:37 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		102 号室とか、
 0:15:34 中にもありましたけれども、その警報設備とか、 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:37 その警報を発報する場所、はい。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:15:26	阿藤。
 0:15:39 こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈夫ですか。 0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていただいて 1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:37 その警報を発報する場所、はい。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:41 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:15:30	固体廃棄施設で 113 号室、
大ですか。 (2:15:47 定着小清水です。 (2:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 (2:16:03 建物の解体は行いません。はい。 (2:16:14 同だっけ。 (2:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 (2:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置2Eの部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 (2:16:36 撤去することとなります。 (3:16:38 一方で、 (3:16:41 その警報を発報する場所、はい。 (3:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 (3:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 (3:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:15:34	中にもありましたけれども、その警報設備とか、
0:15:47 定着小清水です。 0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋日で今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:15:39	こういうのは、解体する、しないっていうことで理解しておいても大丈
0:15:49 今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていただいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:37 その警報を発報する場所、はい。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		夫ですか。
だいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきましては、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:15:47	定着小清水です。
 では、 0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:15:49	今のご質問のあった範囲で言いますと、太田、各部屋Hで今挙げていた
0:16:03 建物の解体は行いません。はい。 0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		だいて1万1号線なります。建物を拠出部分とか実験する分につきまし
0:16:06 また、 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		ては、
 0:16:12 何だっけ。 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:03	建物の解体は行いません。はい。
 0:16:14 関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:06	また、
 になってしまうんですが各家下の部分、 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:12	何だっけ。
 0:16:24 瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置 2 E の部分についていたりということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:14	関して警報盤。うん背景放出についてなんですが、これはちょっと複雑
9ということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		になってしまうんですが各家下の部分、
 0:16:36 撤去することとなります。 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:24	瀬口さんは、例えばの部分につきましては装置2Eの部分についていた
 0:16:38 一方で、 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 		りということで、その部分については解体撤去等の際に合わせて、
 0:16:41 その警報を発報する場所、はい。 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:36	撤去することとなります。
 0:16:45 いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているものですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して 	0:16:38	一方で、
のですので、なるほど。 0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:16:41	その警報を発報する場所、はい。
0:16:51 はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:16:45	いわゆる警報盤につきましては、これは非管理区域に設置されているも
う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイ ミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		のですので、なるほど。
ミングで、直ちに盤を撤去する。 0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して	0:16:51	はい。機能の停止の必要がなくなりますので機能の停止ということは行
0:17:04 というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して		う予定ではございますが、この管理区域の解除という施設の廃止のタイ
		ミングで、直ちに盤を撤去する。
終了ということが一つの目標になっております。	0:17:04	というところまでは、現在、想定しておりませんので、機能を停止して
		終了ということが一つの目標になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:14	そのようにそれぞれのですね設備機器2おきまして、例えばサーベイメ
	ーターであったら、その排出地方官僚は、放射線測定装置としての使用
	もいらなくなるっていうタイミングで、
0:17:29	まだ使える状態であれば、他施設に、いずれかの応接に有効利用するこ
	ともありますし、もしそこで壊れてしまうハンドフットモニタとかも、
	ちょうど壊れてしまってしまったと。
0:17:41	いうことがあると、基本は他のところに持っていきたい。ただ、結果と
	して廃棄するというようなこともあると思いますが、そういった事情も
	あり津田基本方針ということを、
0:17:51	記載させていただくことを考えております。はい。規制庁の本多です。
	わかりましたありがとうございます。これまさに今審査のご説明の中で
	衛藤。
0:18:02	警報設備についてはその機能をもうちょっと持たせるみたいなお話、ご
	説明あったと思うんだけどこれは
0:18:09	もちろん
0:18:10	建屋の中で、解体撤去の作業がまさに進捗しているときは、この警報設
	備の
0:18:18	与えられた機能としてはその排気系の負圧位以上の感知とか、
0:18:23	あと何か停電とかもありましたっけ、そんなのも、感知してこう警報発
	報するっていう、役割を持っているので、建屋の中での
0:18:40	何だっけ、建屋の中での壁床とかの汚染検査の状況とか、あとグローブ
	ボックスとか、
0:18:50	フードの解体撤去作業が、
0:18:53	終わって完全に管理区域が解除されるまでは、
0:18:57	機能としては持たせるっていうふうに理解してもよろしいですかね。
0:19:06	下水小清水です。今の警報設備に関して、のご質問と思われますが、い
	くつか警報設備ございますが、例えば液体廃棄設備、
0:19:20	機能警報、これについては、気体廃棄設備にも液が入らない解体を着手
	するという、直前で、機能停止の麻生タイミングがそれぞれ違うってこ
	とか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	そうですね、はい排気設備の負圧以上については、気合い北井排気の負
	圧の維持の機能を提出する。このタイミング等になろうかと思います
	し、一方で段階的に止めていって、
0:19:44	すべての
0:19:48	そうですね。警報の低機能の停止ということでは、最後の停電警報が停
	電、異常の検知する必要性が、
0:19:59	なくなるタイミングっていうのが、昨日完全な機能停止のタイミングに
	なる。
0:20:05	はい。
0:20:07	ちょっと、今、このね面談で申し上げて足りないところがこういうとこ
	ろですよってちょっとご説明したんだけども、この警報設備のそのいつ
	まで警報設備として持たせなきゃいけないと考えているのかっていうの
	をちょっと当時重要なところなので、
0:20:21	そこについてもちょっと説明を加えていただきたいなと思うんですけど
	いかがですか。
0:20:26	別所シミズです。ご指摘の通り機能維持を行うものにつきましては、現
	在でも幾つかの設備については、
0:20:39	参考資料につきましては、別添1の
0:20:45	表1というところで、別添1の中でですね、建物だったり、木原設備と
	いったところ、放管設備、それらの維持をいつまで行うかということを
	記載ありますが、
0:20:55	ご指摘の通りに警報設備等について記載がおよんでいないところがある
	かもしれませんので、その辺を含めて、この
0:21:05	機能を維持する設備の中に情報を盛り込み、踏まえさせていただきま
	す。はい、ありがとうございました。
0:21:15	それでね、規制庁の本田ですまさには別添1のお話されたんで、ちょっ
	ともう1個言わせていただくと
0:21:23	サーベイメーターなんていうのは、申請書上で単独でポイッと書いてあ
	るんだけども、これはやっぱり同じようにこの下放射線管理設備と同じ
	ように、当然最後まで、
0:21:37	このサーベイメーターとしてのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	今ちょっと機能維持っていうとちょっと大げさなのかもしれないけどサ
	ーベイメーターとしての役割は、
0:21:45	管理区域解除まで持たせるよっていうふうに理解してますけどそれ大丈
	夫ですか。
0:21:54	はい、ご認識の通りで間違いございません。はい、わかりました。
0:21:58	そしたら今のまさに別添1のところは、ちょっとサーベイメーターの話
	もちょっと、
0:22:03	加えていただきたいなと思いますけどいかがですか。
0:22:08	原子力今今は放射線管理設備という1くくりの中でですね、はい増減を
	しておりましたが、
0:22:19	この内訳をある程度明確にして、
0:22:25	ことでよろしいでしょうか。はい。
0:22:27	管理設備でそうですねまさに
0:22:30	一番理想なのはその除去許可の、
0:22:33	本文の方に乗っかっている設備機器の名称があるじゃないかそれがもう
	ここの別添1でそれをそのままどんどん乗って、それがこういう時期ま
	ではちゃんと持たせますってことがあればもう、
0:22:45	よろしいと思います。
0:22:48	原子力をシミズです。拝聴いたしました。はい。ご指摘のように機器等
	を明確に時期を明確に書けるようにし、
0:22:59	いたします。はい。ありがとうございます。
0:23:03	それと
0:23:04	規制庁のホンダです雌番ワー空港装置、これはどういう位置付け立場に
	なるんですか。
0:23:13	原子力を審議です。こちらの設備につきましては、装置自体が直接核燃
	料物で汚染される、出るような状態ではございませんので、はい
0:23:24	と、そのまま別の施設の方にですね、
0:23:29	運搬しまして、そちらでの利用ということを考えております再利用。了
	解しました。それは、要はちょっと繰り返しで申しわけないけどその本
	文に載ってる設備がどう、最後はどうなるかっていうのがこの参考資料
	で読めないと思ってるので、
0:23:48	ちょっと今のメンバーの話だと書くとか。
\•/ a	刃迹ソフトによる自動立字却とし外田かるのまま相掛しています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:06	フォロー、
0:24:18	原子炉機構シミズ菅井はい。もしよろしければまず
0:24:27	一番最初の1ページにですね、解体撤去する設備の表等がございますの
	で、はい。6月でまずそれぞれの申請書に設備名、装置名が書かれてい
	るものについては、それぞれを列記いたしましてそれらがどういうふう
	にするか。
0:24:44	解体撤去なのか、移設なのかというところをまず明確にしまして、は
	い。その上で大場村井で申し上げましたネスパオファーARM構想チー
	ム別パワー装置等につきましては、試験装置、
0:25:00	保留するものなので、グローボックスハンド、はい。の並びに記載する
	というふうなことではいかがでしょうか。
0:25:09	はい。ただそこは、解体撤去するのかしないのかっていうのはちょっと
	あの仕分けは必要だと思いますけど並びとしては、
0:25:16	よろしいと思いますんで。はい。はい、原子力吉見です。そのように
0:25:23	明記をさせていただきたいと思います。
0:25:29	はい、ありがとうございます。
0:25:39	規制庁のホンダですがちょっと続きまして、
0:25:43	ご説明させていただきます固体廃棄設備の件なんですけれども、解体作
	業で発生した子、お答え放射性の固体廃棄物が発生すると思うんですけ
	どこれは、
0:25:58	処理場の方に引き渡すまで、
0:26:02	固体廃棄設備の、いちいちさんの部屋ですかねとか或いは金属製のかな
	で、引き渡すまで保管廃棄するのであれば、その旨は記載いただきた
	い。
0:26:18	と思うんですが、まずこれについては事実関係としてはいかがでしょう
	か。
0:26:23	はい。ページの審議です。付帯発生しました固体廃棄物については、等
	の維持管理については、現在別添の1の両括弧4のところに、
0:26:38	102 時間と書いてあるところで記載をしているところです。はい。一方
	でですね、もし、
0:26:48	どう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:49	解体撤去を進めていく中では、13 号室という部屋に収まる以上の廃棄物
	が発生する場合にはですね、所内規定の種、
0:27:01	少量核燃料物の保安規則という所内規定に基づきまして、はい。保管廃
	棄の場所を設定いたしまして、
0:27:15	新たに施設内に金区域内の仮想を設けるなどして対応したいと考えてお
	ります。
0:27:23	わかりました。
0:27:27	ちょっと補正申請、ご説明、追加していただきたいってのは今のまさに
	今の別添1をちょっともうちょっとこう書いていただくのかなと思った
	んですけれども、
0:27:40	加えて、固体廃棄設備、
0:27:45	もう特に金属製の棚は、その解体するのかしないのかっていう意味では
	ちょっと繰り返しかもしんないけど、
0:27:53	ちょっとここ、その中に、この参考資料の中で明確にしていただきたい
	んです。
0:27:59	これいかがですか。
0:28:02	はい、原子力更新時、金属、小滝設備の金属製棚についても、最後の固
	体廃棄物が半数、する直前まで維持することになろうかと思いますの
	で、
0:28:13	その旨を記載させていただきます。はい、わかりました。金属規制庁の
	方、金属製の棚はこれどうするか、分解する解体するんですか。
0:28:26	解体してドラム缶に収納しての話ということに、そしたらその辺もちょ
	っと非常に細かいんですけど要は、
0:28:37	解体して分分解、解体した物ってどうするのかっていうのが、
0:28:42	非常にちょっと、いるところ必要なところで、今ちょっと私がイメージ
	してるのはその下についてはいろんな汚染、一応ね、表面の汚染検査を
	行って、
0:28:54	汚染の状況を一応把握したところでその解体した物は、ビニールかなん
	かで養生した上で、その種廃棄物の収納容器に入れるっていうようなこ
	とかなと思ってんだけど、これは事実関係としてはいかがですか。
0:29:11	議事録をシミズです。うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	今の答えと金属製棚について話で申し上げますと、はい。最終的にはド
	ラム課の方に、200 リッター菅野大仲にですね指導しまして、
0:29:27	廃棄物処理場に引き渡すわけでございますが、はい。その際に、ヶ年本
	会の分別管理ということで、可燃物が混在しないような措置をとります
	ので、はい。一体ビニールと容器自体が汚染していませんので、
0:29:47	収納いたしまして、市来私、ドラム缶に収納すると。
0:29:52	いうことを考えております。
0:29:59	わかりました。シミズさん御説明の辺をちょっと加えていただければと
	思います。よろしくお願いします。
0:30:11	厚木進めます。
0:30:16	今日の一井で、解体撤去の対象となる。
0:30:21	施設設備とあるんですけれども、この作業環境モニタリング設備と、
0:30:30	は、
0:30:31	あと排気モニタリング設備、
0:30:35	とかとか、橋場はさっき碓井一応監視盤とかと、排水ポンプとか、向井
	排水ポンプ。
0:30:45	というのは、対象の解体撤去するっていう対象の設備として間違いない
	んですか。
0:30:55	原子力を続け、
0:31:01	現状機構審議です。はい。ご指摘の設備機器につきましては、ポンプ
	類、これらは解体撤去となります。はい。また放射線管理に関連するモ
	ニタリング設備等ですが、
0:31:21	はい。
0:31:23	はい。
0:31:25	につきましては、この中にハンドブッククロスモニター等、含まれてい
	ますが、こういったものについては、可能な限り移設ということを考え
	ております。はい。
0:31:37	松尾D設備にあります配管類ですね。うん。そういったものにつきまし
	ては、解体撤去いたしまして、はいを行う。
0:31:49	というようなことが見られますので、それらの考え方についても、
0:31:56	参考資料の方に、
0:31:58	明確化そうですねはい。ちょっと
\•/ - 	刃迹ソフしたトス白動立今却とし幼田かるのまま相掛しています

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:03	今、ご説明されたようにちょっと一部は、可能な限り移設っちゅう事で
	あればちょっとそれが分かる表の、
0:32:11	記載にしていただくのがいいかなと思います。どうぞ。
0:32:24	では次いきますよろしいですか同じく小1なんですけどもちょっとこれ
	は
0:32:32	ここの本文との関係においてはちょっとなかなか明確ではないんで、
0:32:37	ですけれども今の表の1のところにおいて、その廃液貯槽とか集水ピッ
	トへの接続配管。
0:32:45	対象となる設備としてね、いうふうに追記する。
0:32:49	ていただきたいんですけどこれはいかがですか。
0:32:54	原子炉をシミズです。北液体廃棄物の配管というところについては確か
	に申請書の本文中で、明確になっていなかったので、会議おりませんで
	したが、
0:33:06	後段に出てきます系統図で、2名ほどの配管があるということは明確に
	なっておりますので、配管分類についても、撤去するというところを、
0:33:19	メッキするようにいたします。わかりました。ありがとうございます。
0:33:42	じゃ次行きます。
0:33:44	気体廃棄設備の解体撤去にあたって、
0:33:54	他のっていうのはその液体廃棄設備とか、と比べてちょっと説明がちょ
	っと足りないのかなっていうところがありまして、
0:34:04	その気体廃棄設備の解体撤去にあたってその解体した物は、
0:34:08	今後どのような処理をするのかっていうことを
0:34:14	説明を追記していただきたいんですが、
0:34:19	これについてはいかがでしょうか。
0:34:24	原子力をシミズです。今回のこの参考資料の中でですね、グローブボッ
	クスであったり、管理建物の外にある液体廃棄設備、こういったところ
	についてはですね、通常の解体よりも、注意しなければいけないこと等
	がありましたので、
0:34:43	詳しく記載していたところですが、気体廃棄設備につきましては確かに
	部屋の中での解体が完了するという、できるということから、特段、
0:34:55	詳細術をしておりませんでしたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:58	前段にもうこれまでのお話にも出てきました通り、それぞれの設備をど
	のように解体するかというところ、明確化につくという方針に従いまし
	T,
0:35:09	第三期設備を設備の撤去に関する、廃棄物の処理の方法等も含め、
0:35:14	同様についてをさせていただきます。わかりました。はい。よろしくお
	願いします。
0:35:27	もう1個ありまして、
0:35:31	古市。
0:35:32	藤ではですねこれまでの汚染とか、
0:35:39	事故トラブル、
0:35:43	はなかったというふうに、
0:35:45	こう思ってはいるんですけども、ありません。これまでなかったってい
	う文言を、一目(1)冒頭の、
0:35:59	冒頭の1ポツ(1)の冒頭の、
0:36:02	前半の
0:36:05	パラグラフというか塊のところに、
0:36:08	加えていただきたいんですがいかがですか。
0:36:13	原子力の審議です。プルトニウム研究等での過去にですね、長く試検討
	をしてきておりますが、さかのぼって確認したところ、
0:36:25	法令報告となるような事故トラブル、区域外の汚染の発生等のないこと
	を確認いたしましたので、その一部も冒頭にある記載を、
0:36:36	していただきます。はい。
0:36:45	でございます。
0:36:47	ちょっと待って。
0:37:23	規制庁の方です。ありがとうございました。古井投入研究員等について
	は以上でございます。
0:37:39	えーっとですね。
0:37:45	ちょっと
0:37:48	これまでの今日の面談とか面談、
0:37:50	木場じゃなくて電話とかメール等々でやりとりの中でも、ちょっといろ
	いろし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:58	お願いちゅうか、指摘させていただいたところなんですけども、
0:38:02	あのさ、最初に特権の方でもやっぱり降灰しとく、管理区域解除すると
	思うんですけれども、最初、その最初特別研究棟の方の廃液長期貯蔵施
	武、
0:38:16	におけるその解体撤去についても、解体撤去の対象となる施設設備、或
	いは解体撤去をしないす。
0:38:27	設備、施設についてはそのプレートの研究1棟の表、表5のように、申
	請書本文に載ってる設備、施設についてはすべて上げてもらってそれを
	どうするのかっていうのが、
0:38:43	表の中でね少なくとも表の中ではり、示していただきたいんですけど
	も、これについては最初に特権の方はいかがでしょうか。
0:38:55	原子力機構の半田でございます、プルトニウム研究費等の申請の内容と
	足並みそろえるような形で等補正をさせていただきます。はい、わかり
	ました。規制庁の方ですありがとうございました。
0:39:55	生徒のホンダです。
0:39:59	もう1個、補正申請の件ではもう1個ございまして、
0:40:09	前回の面談で
0:40:13	施設の廃止であるとか、あと設備の一部撤去廃止については今、現状で
	は、参考資料という形で、申請書と一緒に出していただいておりますけ
	れども、
0:40:27	私前回この対応方針、対応としてを、
0:40:33	申請書鏡の別紙にですね、それぞれの設備に対して、その参考資料を添
	付する旨と、記載、
0:40:43	そういうことを検討していただきたいというふうに申し上げました。
0:40:48	この申請書鏡の別紙のところに点参考資料を添付する旨を追記するとい
	う対応については、これはいかがでしょうか。
0:41:03	はい、原子力機構、東京事務所大内です。
0:41:07	以前のヒアリングの中で、ご提案いただいた参考資料を、申請書の鏡の
	別紙のところに記載するというご提案につきましては、すでに
0:41:20	申請書の鏡委員の変更の理由のところに一部記載がありますが、それぞ
	れの施設のところに記載をするというような対応をとらせていただきた
	いと思います。
	刃並いつしょして白色☆ウヤンし 仕用たるのまま相掛していまみ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:33	以上です。
0:41:36	瀬戸ホンダですはい。ありがとうございましたそのように、
0:41:41	対応いただけるっちゅうことで承知いたしました。ありがとうございま
	す。
0:41:57	あ、規制庁のホンダです。
0:42:01	申請書においてさらに説明を加えて欲しいと、いうような
0:42:09	指摘事項に対しては以上でございます。
0:42:12	ここまでで何か、元職長さんの方から何か、質疑等あればよろしくお願
	いします。
0:42:37	よろしいですか。
0:42:43	はいじゃちょっと、進めさせていただきます
0:42:47	ちょっとこれは事前にはちょっと申し上げなかったことなんですけども
0:43:01	戸部まずベッキーの方と阿藤。
0:43:05	ホットラボとか年始。
0:43:08	この方もいらっしゃるのかなと思ってるんですけどちょっとそれ、そこ
	のところでちょっとお聞きしたいんですけども。
0:43:15	何かというと今回
0:43:17	液体廃棄物の農道を変更するっていうのが今申し上げた、
0:43:24	投与4施設3施設共通のね、変更内容。
0:43:29	なんですけれども、この中で、
0:43:33	この
0:43:33	別記であれば、保管廃棄する。
0:43:37	保管するか、保管する液体廃棄物の濃度。
0:43:41	へえ。
0:43:43	コラボであれば、他して、放射性固体廃棄物とする考察濃度、放射性物
	質の濃度、あと年浸漬の一つが燃料試験施設を固化して、
0:43:55	廃棄物庫固体廃棄物ですけども、あとはスペースにおいても同じで、
0:44:02	貸し手への放射性廃棄物とするもの、この中でそれぞれ
0:44:12	何ていうんすか上限がないというかね、なべクレル数、
0:44:17	立方以上っていうふうに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:19	全部定めてるんですけども、これは、上限がないっていうのは行動や、
	どういうふうに理解すればいいのかなとちょっとすいません教えていた
	だけます。
0:44:40	既設の方でそもそもあれですかそういう施設の方がちょうど今日はいら
	っしゃらないのかなひょっとしたら、
0:44:49	お答えできそうなのあります方いらっしゃいます。
0:45:32	あそこ、
0:45:36	もし、規制庁の方で少しちょっと今日のこの場ではっちゅうことであれ
	ばちょっと後日、
0:45:42	また違う形でと思ってますけども、
0:45:45	いかがですか。
0:45:47	はい。こちら、
0:45:50	転職高野氏、
0:45:52	椎野絵図補ドラムの佐藤さんあたりちょっとここら辺わかるでしょう
	か。
0:46:01	ちょっと質問の意図が完全に理解できていないんですけど、何ていうん
	ですかね。
0:46:10	上限がない。
0:46:14	それはなぜかということでよろしいですか。そうですね。そうですねト
	ラブルの場合だと
0:46:24	いうのは 4 条から 10-3 条に引き下げたっていう形だと思うんだけど
	も、いずれにしても、異常だから、何て言うのかそれよりもっと喉濃度
	の濃いやつ。
0:46:37	は、
0:46:39	はい。
0:46:39	その固化して、
0:46:44	保管廃棄するっていうことと思ったんだけども、そうするとはい。
0:46:48	その他廃棄するんであればその他廃棄する場所でのちょっと筧とか何か
	その辺も、
0:46:55	何か考えなきゃいけないんじゃないかなと思ったんだけど、その辺はど
	う、どう考えればいいんですかね、これは強い。
0:47:03	図。
*/ - 	刃迹ソフしたトス白動立字却とし幼田かるのまま相掛しています

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:08	そうですねし基本的に、このロードになるような廃棄物というのですか
	ね。ホットラボの中でいうと、以前、核燃料を使用していたCAPE野
	中辺りからしか発生することはないかというふうに考えてます。
0:47:25	そのゲームに対してなんですがもともと使用済燃料を使用していたとこ
	ろですので、十分な遮へいがあるというふうに考えております。
0:47:38	なる。
0:47:43	今、施設のホンダです
0:47:45	発生する場所がその今の警部の中に非常に限定されて、まずいいます
	٤,
0:47:52	いうことと、
0:47:54	その警部っていうのはその使用済み燃料を取り扱ってた。
0:48:00	場所であるので、遮へいとしては十分ですよっていうご説明ですね。山
	根。
0:48:05	ありあ、ごめんなさい。
0:48:10	ちょっとすみませんちょっと規制庁の本田ですありがとうございまし
	<i>t</i> c。
0:48:16	ちょっとすみません私からちょっとお話、問いかけていたにもかかわら
	ず、誠に申し訳ないすそちらの準備、準備もあるでしょうかちょっとま
	た別の形で、
0:48:27	ちょっとご質問させていただければと思いますけども。
0:48:31	原子力黄砂それよろしいですか。
0:48:36	よろしくお願いします。
0:48:38	あります。はい。結局、設計書機構の椎野です。他の施設に関しても、
	ちょっと一旦ちょっと回答をもらって申し訳ないです。
0:48:51	あだ名。
0:48:53	回答させてもらいますはいないです。おはようございます。
0:49:02	古謝規制庁の本田です。いろいろありがとうございますそうすっとちょ
	っとつつ、まとめチックなお話なんかの今後の段取り的にはどんなイメ
	ージをお持ちでしょうか。
0:49:18	はい原子力機構の椎名です。先ほど本田検査官から指摘があった補正内
	容に関して、多分、施設の方で先ほど言った、
•	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:32	参考資料の方をしっかりちょっと把握して、進めていきたいと思いま
	す。でですね。
0:49:40	そのあとに、
0:49:43	部内審査、また規定として、研究所でやって、
0:49:50	安全審査をまして、補正申請の方をしていきたいと考えております。以
	上です。
0:50:02	比嘉さんの経験からして、およそどのぐらいかかりそうなっていうの
	は、何か
0:50:08	見当つきますか。はい原子力機構の椎野です。先ほどの参考資料の方
	は、結構。うん。
0:50:19	大きく開放、改めて橘田の方がかかりそうだということで私考えており
	ます。はい。で、補正申請の時期なんですけれども。はい。ちょっと、
0:50:32	5、7、7月の。うん。
0:50:37	頭ぐらいにはちょっと進めていけるようにちょっと進めていきたいなと
	思いました。ちょっと。はい。そうしましたら、4月、
0:50:48	入ってからということになりそうだっていう見込みとしてね。
0:50:51	ってことは承知しましたありがとうございました。
0:51:10	原子力規制庁の本田です規制庁。
0:51:14	水野さん何かありますか。
0:51:17	大丈夫です。はい。
0:51:19	規制庁の本田です規制庁側から特に発言は以上になります。原子力機構
	さんの方で何かございましたら、お願いします。
0:51:42	機構の椎野です。内野原子力研究所の方も、質問等はみんな、そうで
	す。はい。
0:51:52	ございます。
0:51:55	あと案各部さんもよろしいですか。
0:51:59	はい。東京事務所ですけれども特にございません。はい。ありがとうご
	ざいます。規制庁の本田です。特に質問等がないようであればこれで面
	談終了いたします。
0:52:12	どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。